

告示

埼玉県告示第千八百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール川口

埼玉県川口市安行領根岸三千百八十番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 交通事故増加の防止

県道三四号および国道一二二号から店舗に向かう自動車等により、店舗北東及び東側住宅地域の交通量が増大する恐れがある。当該住宅地域は幼児・児童が多く、見通しの悪い交差点が多いため、交通事故防止対策をお願いしたい。

具体的には以下の対応が考えられる。

- ・ 「建物配置・一階平面図」における入口No.3、入口No.4、出口No.5、出口No.6の設置見直し。これらの出入口は県道三四号および国道一二二号から店舗北東側住宅地を経由しての利用がしやすい位置にあるため、店舗北東側住宅地の交通量増大を招く要因となる。
- ・ 周辺住宅地へのカーブミラー設置、一時停止の新設、ゾーン30の設定等の交通安全対策。当該地域は交通量の少ない地域であり、交通安全対策が十分ではない。店舗設置による交通量の増加を想定した交通安全対策が必要。

(2) 深夜における騒音発生の抑制

店舗周辺は騒音がほとんどない閑静な地域であるが、店舗設置により騒音発生が懸念される。特に深夜時間帯の騒音状況は現状から一変することが予想される。駐車場の利用可能時間帯が午前零時までとされていることで、深夜の騒音発生が予想される。立体駐車場においては深夜時間帯の利用を禁止する等の騒音対策をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和二年十月二十日から令和二年十一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター